

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 4 月 25 日 (月曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承第 2 号 専決処分の承認について (下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 5 承第 3 号 専決処分の承認について (下呂市税条例等の一部を改正する条例)
日程第 6 同第 6 号 下呂市固定資産評価員の選任について
日程第 7 議第 53 号 令和 4 年度下呂市一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 8 委員会提出議案第 3 号 議会改革特別委員会委員の定数の変更に関する決議について
日程第 9 下呂市議会常任委員会委員の選任について
日程第 10 下呂市議会運営委員会委員の選任について

(追加日程)

- 追加日程第 1 下呂市議会議長の辞職の件
追加日程第 2 選第 1 号 下呂市議会議長の選挙について
追加日程第 3 下呂市議会副議長の辞職の件
追加日程第 4 選第 2 号 下呂市議会副議長の選挙について
追加日程第 5 下呂市議会特別委員会委員の選任について

出席議員 (14 名)

議長	一 木 良 一	1 番	鷺 見 昌 己
2 番	田 口 琢 弥	3 番	飯 塚 英 夫
4 番	森 哲 士	5 番	田 中 喜 登
6 番	尾 里 集 務	7 番	中 島 ゆき子
8 番	田 中 副 武	9 番	今 井 政 良
10 番	伊 藤 嚴 悟	12 番	吾 郷 孝 枝
13 番	中 島 新 吾	14 番	中 島 達 也

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	細 田 芳 充	会 計 管 理 者	中 谷 三 男

総務部長	今瀬成行	まちづくり 推進部長	田谷諭志
地域振興部長	小池雅之	教育委員会 事務局長	田代浩武
環境水道部長	田口昇	農林部長	都竹卓
農林部理事	小木曾謙治	建設部長	野村直己
金山病院 事務局長	加藤和男	市民保健部長	森本千恵
福祉部長	野村穰	観光商工部長	河合正博
消防長	遠藤英幸		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今井満	書	記	熊崎賀代子
--------	-----	---	---	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（一木良一君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。
ただいまの出席議員は14人で、定足数に達しています。
これより令和4年第3回下呂市議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一木良一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番 中島達也君、1番 鷲見昌己君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一木良一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（一木良一君）

日程第3、諸般の報告を行います。
専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

◎承第2号及び承第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第4、承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第5、承第3号 専決処分の承認について（下呂市税条例等の一部を改正する条例）、以上2件を一括議題といたします。

承第2号及び承第3号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

それでは、よろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお開きください。

承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
令和4年4月25日提出。

提案理由でございます。地方税法施行令の一部改正に伴い、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

令和4年3月31日付の専決処分書でございます。

詳細は条例要綱で御説明をいたしますので、5ページをお開きください。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由。国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るための措置について講じた地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布され、その一部が令和4年4月1日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要。(1)国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に引き上げます。第2条第2項及び第3項、第23条第1項関係でございます。

(2)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(3)改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

引き続き、7ページをお願いいたします。

承第3号 専決処分の承認について（下呂市税条例等の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
令和4年4月25日提出。

提案理由でございます。地方税法等の一部改正に伴い、下呂市税条例等の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

8ページをお開きください。

令和4年3月31日付の専決処分書でございます。

詳細は条例要綱で御説明をいたしますので、31ページをお開きください。

下呂市税条例等の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由。令和4年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が令和4年4月1日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要。(1)特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることに伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第33条、第34条の9、附則第16条の3、附則第20条の2、附則第20条の3関係でございます。

(2)公的年金受給者の住民税申告義務に係る規定の整備に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第36条の2第1項関係でございます。

(3)地方税法施行令の改正に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第36条の2第2項、第53条の7関係でございます。

(4)第36条の3中の語句を改めます。「附記された事項」を「付記された事項」に、「附記し」を「付記し」に改めます。第1条による改正中第36条の3関係でございます。

(5)見出し中の語句を改めます。「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改めます。第1条による改正中第36条の3の2、第36条の3の3関係でございます。

(6)給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項に、配偶者の氏名を追加するよう規定します。第1条による改正中第36条の3の2関係でございます。

(7)公的年金等受給者の扶養親族申告書等に退職手当等を有する一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有する者について提出を義務化し、記載事項に特定配偶者の氏名を追加するよう規定します。第1条による改正中第36条の3の3、第2条による改正中第36条の3の3関係でございます。

32ページをお願いいたします。

(8)地方税法の改正に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第48条、附則第10条の2、附則第17条の2関係でございます。

(9)住宅借入金等特別税額控除の延長に伴い、個人住民税額から控除する住宅ローン控除の適用期限を4年間延長することにより、対応する規定を改めます。第1条による改正中附則第7条の3の2、附則第26条関係でございます。

(10)附則第10条の3中の語句を改めます。「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修等工事」に改めます。第1条による改正中附則第10条の3関係でございます。

(11)土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%とするよう規定します。第1条による改正中附則第12条関係でございます。

(12)この条例は、令和4年4月1日から施行します。(ただし、一部は令和5年1月1日、令和6年1月1日から施行)、改正附則第1条関係でございます。

(13)市民税及び固定資産税に係る経過措置について改めます。改正附則第2条、改正附則第3条関係でございます。

以上でございます。2議案について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

下呂市の国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱のところ5ページのところですが、お尋ねをします。

1点目は、ここで負担増となる世帯、課税限度額が上がるわけですから、この負担増となる世帯はどのくらいになるのか分かったら教えてください。

それから、ここにもありますように、中低所得者層の保険税負担の軽減を図るというふうにありますけれども、この改正で中低所得者層の負担軽減がなされるのかどうなのか、その部分でお尋ねします。

○議長（一木良一君）

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

今ほど御質問いただきました世帯数でございますが、世帯数につきましては、医療関係、介護関係等を含めまして、全てに該当する世帯が14世帯ございます。以上でございます。

議員御質問の限度額の引上げによって減額される、負担減につながるのかということですが、国のほうの御説明にもありますとおり、限度額を引き上げさせていただいて所得のある方からは負担をいただく、それ以外の方からは今7割軽減、5割軽減、2割軽減をしておりますが、その軽減されたものから、なおかつ5割軽減をするという措置でございますので、当然それに伴って負担が軽減されていくものというふうに思っております。以上でございます。

○議長（一木良一君）

すみません、総務部長からただいまの答弁に対して訂正があるようですので、これを認めます。
総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

先ほどの提案説明で、下呂市税条例の一部を改正する条例要綱の御説明の中で、(3)の地方税法施行規則であるところを、私、施行令というふうに御説明をしましたので、施行規則でございますので訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました承第2号及び承第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、承第2号及び承第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第2号については承認することに決定いたしました。

承第3号 専決処分の承認について（下呂市税条例等の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第3号については承認することに決定をいたしました。

◎同第6号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第6、同第6号 下呂市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

同第6号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

同第6号 下呂市固定資産評価員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価員に選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、今井寛司。住所、年齢は記載のとおりでございます。令和4年4月25日提出。

提案理由でございますが、本年の4月1日の下呂市の人事異動に伴いまして、税務課長が交代したことによりまして、改めて固定資産評価員を選任するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第6号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第6号については委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第6号 下呂市固定資産評価員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第6号については同意することに決定をいたしました。

◎議第53号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第7、議第53号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議第53号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第53号の令和4年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の深刻な打撃を受けて停滞する市民生活、社会経済活動の回復を図るために、観光客誘致対策事業の予算を組み替え、積極的かつ速やかな支援を行うものと、災害による被害の防止、軽減のために自主防災組織が行う防災資機材等の整備に対する補助金を増額補正するものであります。

詳細につきましては、まちづくり推進部長が説明をいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（一木良一君）

次に、議第53号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議第53号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

議案書の35ページをお開きください。

令和4年度下呂市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも238億6,036万2,000円とするものでございます。款項の区分金額等は第1表 歳入歳出予算補正によります。令和4年4月25日提出。

補正内容は事項別明細書にて説明いたしますので、38ページをお開きください。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、90万円の増額は、一般財団法人自治総合センターから令和4年度コミュニティ助成事業助成金の地域防災組織育成助成事業として3団体、290万円の決定がありましたので、当初予算で計上した200万円に対し、90万円を増額するものでございます。

39ページを御覧ください。

歳出でございます。

7款商工費、2項観光費、2目観光振興費は、事業費の組替え補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が2年以上にわたる中、当市の基幹産業である観光業は大きな打撃を受けています。経済活動の支援は消費者マインドやニーズを的確に把握し、有効と思われる手だてを速やかに実施することが必要であることから、今回の補正を行うものです。

具体的には、コンベンション利用、団体客誘客事業による宿泊客の獲得が低迷している状況であることから、終息時を見据え実施を見込んでいた団体向け誘客対策事業の予算を組み替え、予算計上していたコンベンションビューロー負担金のうち300万円と、団体着地型観光誘致事業負担金のうち200万円を減額し、シニア層をターゲットにした1人当たり1,000円の宿泊クーポン事業に対する補助金を500万円増額し、閑散期の平日等に個人向け旅行の取り込みを図り、他地域に先行した誘客対策事業を実施するものでございます。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費90万円の増額は、令和4年度コミュニティ助成事業助成金の決定を受けて、地域防災組織の強化促進のため、コミュニティ自主防災組織育成事業補助金を増額補正するものです。

内訳としては、萩原地域上村区に200万円、下呂地域幸田区に50万円、金山地域中津原区に40万円、計290万円を交付するために当初予算計上額200万円との差額90万円を増額補正するものがございます。

以上で令和4年度下呂市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

議案書39ページの観光客誘致対策事業について伺います。

3月定例会におきまして、令和4年度新年度予算の審議の中で、このコンベンションビューロー負担金と団体着地型観光誘致事業負担金につきましては、予算が増額の説明の中で、団体客及びバス利用が回復基調にあることから予算を増額するという御説明をいただきました。令和4年度が始まってまだ1か月たちませんが、ここでもうすぐ減額するということについて、何か特別な理由があったのか、この基準について教えてください。

また、今回のこの経済支援ということですが、5月8日から適用になるということですが、今の県民割が5月末まで延期されるということで、ダブルでこの支援をされるということになるのか伺います。

最後に、経済支援ということですが、今回のこの宿泊者への支援につきましては、1人1,000円の支援ということで、使われる方は1,000円安くなりますが、この負担を下呂市が負担するということとなりますので、現在いろんなものの物価が値上がりする中で市民の皆さんが苦勞してみえる中、この観光客、宿泊客に対しての支援を決められたということについて、市長のお考えを伺います。

以上、3点について答弁をお願いいたします。

○議長（一木良一君）

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの中島議員の御質問にございました点について、一部お答えしたいと思います。

当初予算の説明の中で、若干その今の提案理由と違うではないかというふうなことでございま

すが、先月の令和4年度当初予算の予算委員会の中では、観光バスによる集客が回復基調にあるというようなことで、コンベンションビューローと団体着地型観光誘致事業の負担金を要求させていただきました。

そのことについて実績のデータで説明させていただきますと、下呂温泉宿泊者のうち観光バスでお越しになる方の割合がコロナ前では約16%ございました。令和2年度では約2%、令和3年度では約3%と大きく落ち込んでおります。また、令和3年度中でも、昨年12月は約7%まで上がり、まん延防止期間中であった2月でも約5%と好転の兆しがございましたので、まん延防止措置が明ける4月以降は回復の期待を持って要求をさせていただいたところでございます。

しかしながら、今年2月は約2%というような結果でございましたし、現在は議員が言われるように県民割が行われておりますけど、県民割ではなかなか観光バスというのは見込めないというようなところでありますし、ブロック割などG o T o トラベルの実施もまだまだ不透明な状況でございます。そのため当初予算のように、もくろんだように伸びていないというような状況でございます。

その中で、確かにその当初予算の際の推測につきましては修正が必要かと思いますが、いずれにしても、この補正予算の要求は、観光客誘致に対する予算であることには変わりありませんので、何よりそのお客様の動向に対しまして、有効的に速やかに現状の予算の中で組替えをして行うということですので御理解をお願いいたします。

もう一点、県民割との重複の措置でございますが、そちらのほうは両方使えるというものになっております。ただし、今回要求するものはあくまでも平日などと、あと閑散期対策ということですので、期間はダブりますけれども、対象者というのは全て対象になるかというところではないと、曜日によっては違うというようなこともございます。以上でございます。

○議長（一木良一君）

市長。

○市長（山内 登君）

今回のこの組替えについては、平日そして週末、やっぱり観光客の方がお見えになる差が非常に大きいものですから、シニア層の方々、平日でもお越しいただける方々に対してこういう組替えをさせていただいた。時期に合ったタイミングを計って、その状況に対応していくという、そういう措置でございます。

議員がおっしゃる市民への支援と、この観光業のこの支援と、もう全然これは次元の違う話でございますので、ちょっとおっしゃっていることがよく分かりませんが、いずれにしても観光客の方々を誘致するということは、それに伴う経済効果、これは非常に裾野が広い。それはひいては市民のためにも大いになってくることですので、それに関係ない一般市民の方々に対する支援は、これはまた別途しっかりとさせていただきますので、今回については観光客向けですが、市民の方々とは確かに違いますが、そちらのほうはそちらでしっかりと対応させていただきたい、そのように考えております。

[挙手する者あり]

○議長（一木良一君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

今ほどの観光商工部長の御答弁の中で、思ったほど伸びなかったということですが、まだ新年度が始まったばかりですので、せめて3か月、まあ半年ぐらい様子を見られて、それで予算の組替えをされても遅くはないのかなあと思いましたが、そういうことで今経済支援ということをお話されましたので多少理解はしておりますが。

あと今、市長の中で、観光客への経済支援というところと市民への支援は別物でということの御答弁をいただきましたので、ぜひとも早急に今の物価の値上がりにつきまして、やはり市民の皆様も苦勞してみえますので、その点も御理解いただいて対応していただきたいと思っております。以上です。

○議長（一木良一君）

市長。

○市長（山内 登君）

私は、この話は観光客と市民との支援との話は違うということを申し上げているだけで、市民に対してもしっかりと今後支援は継続して考えていきますが、だからといってすぐやるというような話でもございませんので、そこについては慎重に今後のコロナの情勢を見ながら、また社会経済の動向を見ながら検討していくということでございますので、お約束したような、そんな言い分を取られるとちょっと非常に困るんですが、もう当然頭の中には入れておりますので、その辺りは御理解をしていただきたいと思っております。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

予算の一つ一つというより、ちょうど今市長が答弁されたような今のこの厳しい状況、ロシアによるウクライナ侵略という状況の中でも物価は上がる、円安になる、本当に業者の皆さんは大変な状況が重なっています。

一般質問でもそこへの支援の強化というのは求めました。そのとき部長は、対応をしっかりとやっていくという答弁もされました。今市長、そういう支援を否定されたわけじゃなくてやると言われましたので、当然やらないかんことですが、この8次の対策というのが業者支援だとか、市民生活支援、そして感染拡大防止、こういうトータルな政策として対策が緊急なものとして今回観光の関係で補正されたわけですけれども、8次というその構図の中でどう考えておられるのか、必要性のある、緊急性のある課題もあると思っておりますので、その点をお聞かせください。

○議長（一木良一君）

市長。

○市長（山内 登君）

現状では、今コロナの状況、下呂市の場合はかなり収まってきておるような傾向にもあります。ただ、市民の方々の負担に対する非常に経済的に厳しい状況ということは承知をしておりますので、今商工とか商工会とかそういう関係団体、また各区のほうから、またいろんなお話を聞きながら第8次を必要であれば組んでいきたいというふうに考えております。

ただ、現状では、まだ第8次で具体的なじゃあこれをというようなことについては、国からの臨時交付金のいろんな問題もありますし、現在検討しているところでございますので、今具体的にこういうことをやるんだということは申し上げられませんが、いずれにしてもいろんな関係業界、関係団体の方々のまず御意見をしっかりと伺いして、しっかりと対策を取っていきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（一木良一君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

コロナのこの第6波は収まっていませんよね、感染拡大は全国的に続いています。第7波の可能性も指摘されています。本当に厳しい状況の中で、今市長言われるように関係団体とかいろんな人とお話しして、どうしていこうかと話し合いはぜひ深めてください、これは当然です。

それから、もう一つやっぱり県や国に対して、やっぱり地方から声を上げていくことが本当に必要なときだと思えます。ぜひ大きな声を上げていってください。参議院選挙の前です。地方はここまで大変なんだという状況ですので、ぜひ声を上げていってください。それをお願いします。以上です。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第53号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第53号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第53号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第8、委員会提出議案第3号 議会改革特別委員会委員の定数の変更に関する決議についてを議題といたします。

委員会提出議案第3号について趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長 田中副武君。

○議会改革特別委員長（田中副武君）

ただいま日程第8をもちまして、議題に挙していただきました委員会提出議案第3号 議会改革特別委員会委員の定数の変更に関する決議について、趣旨説明をさせていただきます。

委員会提出議案の1ページを御覧願います。

委員会提出議案第3号 議会改革特別委員会委員の定数の変更に関する決議について。

下呂市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり、議会改革特別委員会委員の定数の変更に関する決議を提出する。令和4年4月25日提出。下呂市議会議会改革特別委員会委員長 田中副武。

提案理由でございます。委員会の円滑な運営を図るため、委員定数を増員するものでございます。

委員会提出議案の2ページを御覧願います。

議会改革特別委員会委員の定数の変更に関する決議。

次のとおり、議会改革特別委員会委員の定数を変更するものとする。

1. 委員の定数7名。現行5名の定数のところ、2名増員するというものでございます。

趣旨説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員会提出議案第3号 議会改革特別委員会委員の定数の変更に関する決議について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、委員会提出議案第3号については原案のとおり可決されました。

ここで、私が副議長に議長の辞職願を提出するために休憩をいたします。再開は10時20分といたします。

午前10時11分 休憩

午前10時20分 再開

○副議長（田中副武君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、一木良一君から議長の辞職願が提出されましたので、副議長の私が議事進行を務めさせていただきます。

追加日程がございますので、配付いたします。

[追加日程配付]

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎下呂市議会議長の辞職の件

○副議長（田中副武君）

追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、一木良一君の退場を求めます。

〔議長 一木良一君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（今井 満君）

それでは、朗読いたします。

辞職願。私儀、このたび申合せ任期満了により議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し上げます。令和4年4月25日、下呂市議会議長 一木良一、下呂市議会副議長 田中副武様。以上でございます。

○副議長（田中副武君）

お諮りします。一木良一君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、一木良一君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。一木良一君の入場を許可いたします。

〔一木良一君 入場・復席〕

休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時50分 再開

○副議長（田中副武君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

ただいま議長が欠員となっております。

お諮りいたします。追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

◎選第1号について

○副議長（田中副武君）

下呂市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 鷲見昌己君と2番 田口琢弥君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。なお、名字が同じ議員がおられますので、必ず名前まで記載されるようお願いをいたします。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員の数と符合しております。有効投票14票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、今井政良君8票、一木良一君6票、以上のおりでございます。

有効投票数の4分の1以上が法定得票数となります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、今井政良君が議長に当選をされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました今井政良君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました今井政良君の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

登壇してください。

○新議長（今井政良君）

ただいま令和4年度の下呂市議会議長に当選させていただきました今井です。

議会の議員の皆さんのおかげで、この場に立たせていただきました。本当にありがとうございます。ありがとうございました。

皆さんと共に、この令和4年度は市民と一緒に、また執行部と力を合わせ、この下呂市発展のために頑張っています。どうか議員の皆さん、この1年間お世話になりますが、皆さんのお力添えをどうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

○副議長（田中副武君）

ここで、副議長の私が議長に副議長の辞職願を提出するため、休憩をいたします。再開は午前11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井政良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付をいたします。

〔追加日程配付〕

休憩中に、田中副武君から副議長の辞職願が提出されました。

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付してあります追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎下呂市議会副議長の辞職の件

○議長（今井政良君）

追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当しますので、田中副武君の退場を求めます。

〔副議長 田中副武君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させていただきます。

○議会事務局長（今井 満君）

それでは、朗読いたします。

辞職願。私儀、このたび申合せ任期満了により副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し上げます。令和4年4月25日、下呂市議会副議長 田中副武、下呂市議会議長 今井政良様。

以上でございます。

○議長（今井政良君）

お諮りいたします。田中副武君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、田中副武君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

田中副武君の入場を許可します。

〔田中副武君 入場・復席〕

休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（今井政良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。配付してください。

〔追加日程配付〕

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

◎選第2号について

○議長（今井政良君）

下呂市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 飯塚英夫君と4番 森哲士君を指名いたします。

投票用紙を配付します。配ってください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。なお、名字が同じ議員がおられますので、必ず名前まで記載されるようお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票。

有効投票のうち、尾里集務君13票、田中副武君1票、以上のおりです。

有効投票数の4分の1以上が法定得票数となりますので、尾里集務君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました尾里集務君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の報告をいたします。

ここで、副議長に当選されました尾里集務君の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

登壇してください。

○新副議長（尾里集務君）

ただいま投票結果、当選をさせていただきました6番 尾里集務です。副議長として議長をしっかりサポートし、新たな取組を踏まえて皆様方と一緒に頑張っていきたいというふうに思いますので、どうか皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（今井政良君）

休憩いたします。再開は館内放送にてお知らせします。

午前11時35分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（今井政良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。配付してください。

[追加日程配付]

日程についてお諮りします。ただいま配付しました追加日程第5、下呂市議会特別委員会委員の選任についてを日程第10、下呂市議会運営委員会委員の選任の後に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加日程第5、下呂市議会特別委員会委員の選任についてを日程第10の後に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎下呂市議会常任委員会委員の選任について及び下呂市議会運営委員会委員の選任について並びに下呂市議会特別委員会委員の選任について

○議長（今井政良君）

日程第9、下呂市議会常任委員会委員の選任について、日程第10、下呂市議会運営委員会委員の選任について、追加日程第5、下呂市議会特別委員会委員の選任について、以上3件を一括議題といたします。

下呂市議会常任委員会委員の選任について、下呂市議会運営委員会委員の選任について及び下呂市議会特別委員会委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

指名名簿を配付いたします。配付してください。

[名簿配付]

ただいまから指名名簿を事務局長に朗読させていただきますのでよろしくお願ひします。
議会事務局長。

○議会事務局長（今井 満君）

それでは、朗読いたします。

総務教育民生常任委員、1番 鷺見昌己、3番 飯塚英夫、4番 森哲士、6番 尾里集務、8番 田中副武、13番 中島新吾、14番 中島達也、以上7名。

産業経済常任委員、2番 田口琢弥、5番 田中喜登、7番 中島ゆき子、9番 今井政良、10番 伊藤厳悟、11番 一木良一、12番 吾郷孝枝、以上7名。

議会運営委員、2番 田口琢弥、4番 森哲士、5番 田中喜登、7番 中島ゆき子、10番 伊藤厳悟、13番 中島新吾、14番 中島達也、以上7名。

予算特別委員、議長を除く13名。

決算特別委員、議長を除く13名。

下呂駅周辺エリア等整備特別委員、議長を除く13名。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員、議長を除く13名。

濃飛横断道・リニア特別委員会委員、1番 鷺見昌己、2番 田口琢弥、4番 森哲士、5番 田中喜登、10番 伊藤厳悟、12番 吾郷孝枝、14番 中島達也、以上7名。

議会改革特別委員、1番 鷺見昌己、2番 田口琢弥、3番 飯塚英夫、6番 尾里集務、7番 中島ゆき子、8番 田中副武、13番 中島新吾、以上7名。

広報広聴特別委員、1番 鷺見昌己、2番 田口琢弥、4番 森哲士、6番 尾里集務、7番 中島ゆき子、以上5名でございます。

以上でございます。

○議長（今井政良君）

ただいま指名いたしました諸君を常任委員、議会運営委員、特別委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を常任委員、議会運営委員、特別委員に選任することに決定いたしました。

次に、正・副委員長を報告いたします。

総務教育民生常任委員会委員長、4番 森哲士議員、副委員長、1番 鷺見昌己議員。

産業経済常任委員会委員長、7番 中島ゆき子議員、副委員長、5番 田中喜登議員。

議会運営委員会委員長、10番 伊藤厳悟議員、副委員長、5番 田中喜登議員。

予算特別委員会委員長、8番 田中副武議員、副委員長、3番 飯塚英夫議員。

決算特別委員会委員長、5番 田中喜登議員、副委員長、4番 森哲士議員。

下呂駅周辺エリア等整備特別委員会委員長、3番 飯塚英夫議員、副委員長、2番 田口琢弥議員。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長、5番 田中喜登議員、副委員長、1番 鷺見昌己議員。

濃飛横断道・リニア特別委員会委員長、14番 中島達也議員、副委員長、1番 鷺見昌己議員。

議会改革特別委員会委員長、8番 田中副武議員、副委員長、3番 飯塚英夫議員。

広報広聴特別委員会委員長、2番 田口琢弥議員、副委員長、1番 鷺見昌己議員。

以上のとおりであります。

ここで、市長より発言の申出がありましたので許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

令和4年第3回下呂市議会臨時会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、執行部より上程をさせていただきました全議案、可決、承認をいただきましたことを誠にありがとうございました。また、本日の役員改選により新たに議長、副議長に就任されました今井議員、尾里議員、また同じく新たに就任された各委員会委員長の皆様方には、今後1年間

よろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、令和3年度議長、副議長並びに各委員会の委員長として議会運営の重責を果たされまし
た一木議員、田中副武議員をはじめ、各議員の皆様には1年間大変お世話になり、誠にありが
うございました。皆様方の今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

また、市の執行部側も組織改編や幹部の大幅な入替えなどによりフレッシュな新体制となっ
ておりますが、引き続きのコロナ感染症対策に取り組むとともに、今年度の施政方針に沿った各種
施策をしっかりと果たし、わくわくするまちづくりに努めてまいりますので、今後とも議員の皆
様方の御指導並びに御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせてい
ただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（今井政良君）

これをもちまして本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。よって、令和4年
第3回下呂市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時50分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年4月25日

議 長 一 木 良 一

副 議 長 田 中 副 武

新 議 長 今 井 政 良

署名議員 14番 中 島 達 也

署名議員 1 番 鷺 見 昌 己